

平成29年3月17日  
新潟市契約課

入札参加者各位

工事請負契約の指名競争入札における簡易積算疑義申立て  
請求可能時間の変更について

簡易積算疑義申立て制度にて金額入り設計書の閲覧請求が可能となっておりますが、請求件数が年々減少傾向であることや、入札参加者から早期の落札決定を求める声が多く挙がっていることを鑑み、下記のとおり変更を行います。

記

**1 変更内容**

閲覧請求可能時間の締め切りを午後5時から午後4時に変更する。

**2 対象となるもの**

本市が発注する建設工事に係る指名競争入札のうち、入札通知書に簡易積算疑義申立対象案件と明記した案件。

**3 適用時期**

平成29年4月1日以降の指名通知分から適用します。

以上